別添６．

エコマーク商品類型 No.126「塗料 Version1.0」認定基準の一部改定について

当該商品類型は、環境に関する基準において塗料容器をリターナブル容器または無鉛金属缶であることとしている。一部の家庭用塗料では、塗料性状・塗装方法によりプラスチック製内袋が必要であることから、以下のとおり軽微な改定を行う。

1.「4-1.環境に関する共通認定基準(10)」を次のとおり改定する。（太字下線部分を追加）

4-1.(10) 容器は、リターナブル容器であること、または、リサイクル可能な設計として無鉛金属缶であること。ただし、F.建築用塗料のうち建築用仕上げ塗材 JIS A 6909、建築用下地調整塗材 JIS A 6916 および H.粉体塗料は本項目を適用しない。<u>G 家庭用塗料はプラスチック製内袋の使用を認めるものとする。</u>

2.「解説　C-1」を次のとおり改定する。（太字下線部分を追加）

（略）

<u>家庭用塗料の内袋については、2004 年 7 月開催の特別ワーキンググループにおいて検討し、廃棄物増加を招くとの反対意見があった。一般的な家庭用塗料の容器は内袋を使用していない。製品のライフサイクルを総合的に検討した結果、粘度の高い仕上塗材などの塗料においてコテなどで直接容器から塗料を取り出して塗装するものに限定されること、使用後に残塗料を密封することで長期保存できるため廃棄物を削減できること、および使用時の廃棄物・排水などの削減になると判断し、使用を認めることとした。</u>

3．改定日　2004 年 8 月 18 日

以上